

令和 5 年度

(令和 4 年度実績報告)

図書館要覧

宗像市教育委員会 図書館課

目 次

基本理念・基本方針	1
1 市の概要	2
2 組織図	2
3 宗像市民図書館協議会委員	2
市民図書館	
1 サービス拠点	3
2 沿革	4
3 施設概要	6
4 利用案内	6
5 予算・決算	7
6 統計	
（1）資料の収集	8
資料構成	
雑誌・新聞他	
（2）利用状況	11
有効登録者数	
貸出状況	
（3）サービス	15
予約・リクエスト	
レファレンス	
乳幼児読書相談	
サービス指標	
（4）その他	16
廃棄・寄贈図書のリサイクル冊数	
貸出ベスト 10	
予約ベスト 10	
7 事業実績	
（1）主催事業一覧	17
（2）展示コーナー（中央館）	19
8 ボランティア	20
9 条例・規則・要綱	22
10 資料収集方針・除籍基準	32
11 雑誌一覧表	37

学校図書館

1 沿革	39
2 学校一覧	40
3 予算・決算	41
4 統計	
(1) 資料の収集	42
資料構成	
(2) 利用状況	42
児童生徒数・貸出・受入・廃棄状況	
市民図書館資料借受冊数	
学校図書館の貸出状況等の指標	
資料貸借システム利用状況	
5 事業実績	44

基本理念：読書でかがやく未来を築くまち

家庭、学校、地域が協働で読書環境づくりに努め、読書活動を通じてともに学び合い高めあうことで、文化的でかがやかしいまちを育むことができるよう、読書活動を推進します。

その実現に向けて、基本方針により取り組みます。

基本方針 1 本は人生のパートナー ~ライフステージに応じた読書活動の推進と環境づくり~

乳幼児から高齢者まで、ライフステージに応じて、市民がいつでもどこでも読書に親しめるように読書環境の充実を図り、本と常につながることができる体制を整えます。

基本方針 2 読書がつなぐ市民の輪 ~市民協働による読書活動の推進~

家庭、学校、地域の連携により、互いの情報を共有しながら読書活動の充実や読書支援の強化を図り、市民の読書活動を推進します。

基本方針 3 読書と学びを支える図書館 ~図書館サービスの充実と環境の整備~

市民の身近な情報拠点として、誰もが利用しやすい図書館となるよう、図書館設備や利用環境を整備するとともに、図書館の効果的、効率的な管理運営を行います。

「宗像市読書のまちづくり推進計画」より

1 市の概要

宗像市は、福岡市と北九州市の両政令指定都市の中間に位置する良好な立地の住宅都市です。全国白砂青松 100 選にも選ばれ親しまれている玄海国定公園「さつき松原」や、県内でも屈指の漁獲量を誇る鐘崎漁港など、海・山・川の豊かな自然に恵まれています。それとともに、8 万点もの国宝を有する“海の正倉院”沖ノ島、宗像大社、鎮国寺など、古来より交通や文化の要所であったことから、数多くの歴史遺産を有しています。平成 29 年 7 月、「『神宿る島』宗像・沖ノ島と関連遺産群」は世界遺産登録されました。

また、市内には、2 つの大学（福岡教育大学・日本赤十字九州国際看護大学）総合文化施設である宗像ユリックスなどがあり、学術・文化都市としての特徴も持っています。

【人口】 総人口 96,954 人、男 46,401 人、女 50,553 人、世帯数 44,528 世帯

（令和 5 年 3 月 31 日現在）

2 組織図

宗像市教育委員会

教育子ども部

図書課

図書館係

3 宗像市民図書館協議会委員

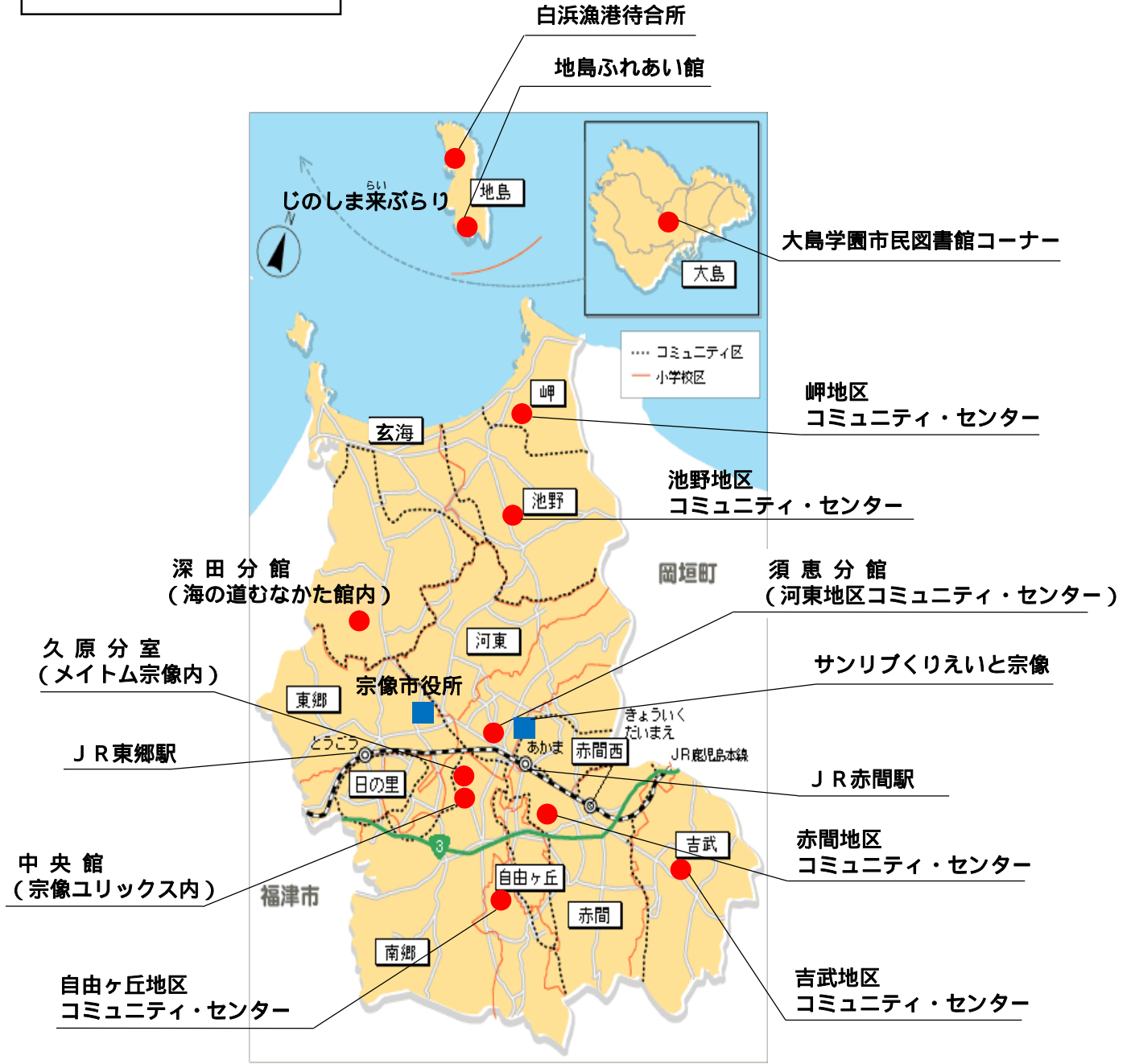
区分	氏名	所属
学校教育及び社会教育の関係者	安河内 友美	校長会代表（河東小学校校長）
〃	○西島 潔	校長会代表（自由ヶ丘中学校校長）
〃	藤原 浩美	子ども支援ネットワーク With Wind 代表
〃	畠中 智美	幼児教育代表（社会福祉法人俊峰会 恵愛保育園）
家庭教育の向上に資する活動を行う者	川上 美子	理科読 風ぐるま 代表
学識経験者	白根 一夫	元福岡女子短期大学教授
〃	河内 祥子	福岡教育大学教授
市民代表	品川 恭徳	公募委員
〃	成田 ひかる	公募委員

（ 印は会長 印は副会長）

任期：令和 4 年 5 月 1 日～令和 6 年 4 月 30 日

市民圖書館

1 サービス拠点



● は図書館のサービス拠点

■ とJR東郷駅、JR赤間駅に返却ポストを設置

2 沿革

- 昭和 29 年 4 月 宗像町が誕生（人口 = 21,363 人）
- 昭和 30 年 4 月 玄海町が誕生（人口 = 11,356 人）
- 昭和 49 年 6 月 宗像町中央公民館開館、同施設内に図書室開室
- 昭和 56 年 7 月 宗像町が市制施行、宗像市が誕生（人口 = 55,441 人）
- 昭和 63 年 7 月 宗像市総合市民センター宗像ユリックスオープン、同施設内に宗像ユリックス
図書館開館。中央公民館図書室をオンラインで結び一元管理。財団法人宗像市総
合公園管理公社が管理運営
- 平成 4 年 7 月 玄海町に観光物産館・文化施設アクシス玄海オープン、同施設内に玄海町立図書館
開館
- 平成 15 年 4 月 宗像市と玄海町が合併し、新「宗像市」が誕生（人口 = 93,087 人）
宗像ユリックス図書館、中央公民館図書室、玄海町立図書館をオンラインで結び
一元管理。「宗像市民図書館」と改称して、市の直営になる。
これを機に、図書館行政を総合的に推進するため市民図書館と小中学校の図書館
を所管する「図書課」を新設
- 平成 15 年 8 月 4 か月児を対象にブックスタート開始
- 平成 17 年 3 月 宗像市と大島村が合併（人口 = 94,399 人）
- 平成 17 年 4 月 市民図書館窓口業務を民間業者へ委託
インターネットによる本の予約サービス開始
自由ヶ丘地区コミュニティ・センターで本の返却と予約本の貸出開始
大島小・中学校図書館で市民図書館の本の貸出・返却開始
- 平成 18 年 4 月 市内三大学（福岡教育大学・東海大学福岡短期大学・日本赤十字九州国際看護
大学）図書館と相互貸借開始
- 平成 18 年 8 月 携帯電話サイトから本の予約サービス開始
- 平成 19 年 3 月 宗像市民図書館運営計画策定（計画期間：平成 19 年～平成 28 年）
- 平成 20 年 4 月 市民活動交流館内に、市民図書館久原分室「えほんのへや」開室
- 平成 21 年 4 月 赤間地区コミュニティ・センターで本の返却と予約本の貸出開始
- 平成 21 年 9 月 赤間駅構内に図書返却ポスト設置
- 平成 22 年 5 月 ホームページをリニューアル
- 平成 22 年 11 月 ホームページ内にキッズページを開設
- 平成 23 年 4 月 中央公民館廃止に伴い、須恵分館を仮施設で運営
宗像市役所に図書返却ポスト設置
宗像市市民サービス協働化提案制度により、大島における読書推進事業をにじ
の会と協働実施

平成 24 年 3 月	宗像市民図書館中央館 2 階及び深田分館を改修 宗像市民図書館運営計画後期計画策定（計画期間：平成 24 年～平成 28 年）
平成 24 年 4 月	中央館に自動貸出機及びブックディテクション（図書無断持ち去り防止）導入
平成 25 年 2 月	雑誌スポンサー制度導入
平成 25 年 4 月	河東地区コミュニティ・センター内に、須恵分館を開館
平成 25 年 6 月	東郷駅構内に図書返却ポスト設置
平成 25 年 7 月	宗像市市民サービス協働化提案制度により、地島読書支援事業をじのしま キャラバンと協働実施
平成 26 年 4 月	久原分室の開館時間を 10 時から 17 時までに変更、月曜休館を開館に変更 池野・岬・吉武地区コミュニティ・センターで図書返却サービス開始
平成 28 年 3 月	宗像市読書のまちづくり推進計画策定（計画期間：平成 28 年～令和 6 年）
平成 28 年 9 月	11 月を読書月間に設定
平成 29 年 5 月	サンリブくりえいと宗像内に図書返却ポスト設置
平成 29 年 12 月	中央館 2 階情報視聴コーナーにインターネット検索用パソコン設置（10 台）
平成 30 年 4 月	久原分室「えほんのへや」開室 10 周年記念イベント実施
平成 30 年 6 月	世界遺産学習推進紙芝居『オガチのすむ島』制作
平成 30 年 7 月	宗像ユリックス図書館開館 30 周年記念イベント実施
平成 30 年 7 月	国立国会図書館レファレンス協同データベース事業参加
令和 元年 10 月	電子図書館サービス開始
令和 2 年 3 月	宗像市読書のまちづくり推進計画後期計画策定（計画期間：令和 2 年～令和 6 年）
令和 2 年 3 月	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため臨時休館 （休館期間：3 月 28 日～5 月 31 日）
令和 3 年 1 月	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため深田分館臨時休館 （休館期間：1 月 15 日～2 月 23 日）
令和 3 年 5 月	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため深田分館臨時休館 （休館期間：5 月 13 日～6 月 21 日）
令和 3 年 8 月	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため深田分館、須恵分館、久原分室臨時休館 （休館期間：8 月 10 日～9 月 30 日）
令和 4 年 4 月	有料郵送サービス開始
令和 4 年 4 月	マイナンバーカードに利用カード機能付加
令和 5 年 2 月	中央館の一部を移設し、1 階に大活字コーナー・点字コーナー・LL ブックコー ナーを並べて設置。2 階にヤングアダルトコーナーをリニューアル

3 施設概要

館名	所在地	TEL (FAX)	延床面積	特色
中央館 (宗像ユリックス図書館)	久原 400	37-1321 (37-2956)	1,608 m ²	・宗像ユリックス内に設置 ・図書館サービスの拠点
深田分館	深田 588	62-2346 (同上)	582 m ²	・海の道むなかた館内に設置 ・郷土の歴史・文化を学べる
須恵分館	須恵 1-4-1	32-8691 (同上)	341 m ²	・河東地区コミュニティ・センター内に設置 ・交通の利便性が高い
久原分室 (えほんのへや)	久原 180	36-0212 (同上)	202 m ²	・メイトム宗像内に設置 ・乳幼児サービスの拠点

4 利用案内

- (1) 開館時間 午前 10 時～午後 6 時
久原分室のみ午前 10 時～午後 5 時
- (2) 休館日 8 月 13 日～15 日及び年末年始(12 月 28 日～1 月 4 日)
図書整理日(月の最終木曜日)
中央館及び分館 月曜日(須恵分館を除き、祝日の場合はその翌日)
分室 第 1 土曜日及びそれに続く日曜日
- (3) 貸出要件 宗像市内に住んでいる人
宗像市内に通勤、通学している人
ユリックススマイルクラブ、ウェルネスクラブの会員
福岡都市圏に住んでいる人(広域利用)
宮若市に住んでいる人
- (4) 登録方法 名前と住所が確認できるもの(免許証・健康保険証・学生証等)を提示
- (5) 貸出冊数・期間 10 冊まで 15 日間
- (6) 団体貸出 宗像市内の学校、地域文庫などの各種団体
貸出期間は 1 ヶ月間(貸出冊数は団体規模等により異なる)
- (7) 電子図書館 中学生以上の宗像市内に住んでいる人
5 点まで 15 日間

5 予算・決算

歳入

(単位：円)

区分	令和4年度決算見込額	令和5年度予算額	令和5年度予算説明
行政財産使用料	20,000	20,000	図書館施設使用料(20,000)
弁償金	69,356	96,000	図書館資料弁償金
雑入	313,460	376,000	広告宣伝料(220,000) 図書館コピー料(96,000) 図書館利用カード再発行料(60,000)
一般財源	111,137,370	96,194,000	
合 計	111,520,186	96,686,000	

歳出

(単位：円)

区分	令和4年度決算見込額	令和5年度予算額	令和5年度予算説明
報酬	25,400	71,000	図書館協議会委員
報償費	8,000	318,000	講師謝金
旅費	38,360	70,000	費用弁償・旅費
需用費	5,575,985 (内、資料費3,054,373)	5,648,000	消耗品費・印刷製本費・修繕料他
役務費	416,837	563,000	通信運搬費
委託料	63,027,501	54,012,000	図書館業務委託料・図書運搬委託料他
使用料及び賃借料	21,786,138	12,615,000	電子図書館事業・会場借上料他
備品購入費	11,170,000	12,170,000	図書購入費
負担金・補助及び交付金	9,471,965	11,210,000	日本図書館協会負担金(37,000) 福岡県公共図書館協議会負担金(20,000) 施設管理負担金(11,153,000)
公課費	0	9,000	自動車重量税
合 計	111,520,186	96,686,000	

宗像市の一般会計のうち、市民図書館事業に係るものを抜粋して掲載

6 統計

(1) 資料の収集

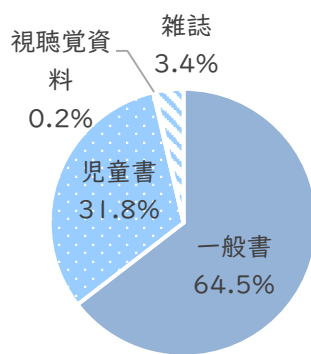
①資料構成（令和5年3月31日現在）

●分類別資料冊数

分類	前年度 資料冊数	受入			除籍	データ 移管等	当年度 資料冊数	構成比率 (%)	
		購入	寄贈等	計					
一般書	0 総記	4,357	96	0	96	32	0	4,421	2.5
	1 哲学	6,599	118	1	119	273	△1	6,444	3.6
	2 歴史地理	14,722	315	4	319	715	△1	14,325	8.0
	3 社会科学	21,855	554	9	563	1,205	7	21,220	11.8
	4 自然科学	12,456	411	18	429	625	1	12,261	6.8
	5 工業技術	19,704	496	3	499	607	12	19,608	10.9
	6 産業	5,604	204	2	206	49	△2	5,759	3.2
	7 芸術	19,472	243	1	244	76	△5	19,635	10.9
	8 語学	2,282	43	0	43	3	2	2,324	1.3
	9 文学	65,961	1,551	10	1,561	3,993	5	63,534	35.4
	R 参考	5,197	48	10	58	69	1	5,187	2.9
	郷土行政	4,660	0	103	103	0	0	4,763	2.7
	小計	182,869	4,079	161	4,240	7,647	19	179,481	100.0
児童書	0 総記	855	22	3	25	6	0	874	1.0
	1 哲学	535	14	0	14	9	0	540	0.6
	2 歴史地理	2,856	72	6	78	73	0	2,861	3.2
	3 社会科学	2,834	111	17	128	6	0	2,956	3.3
	4 自然科学	6,207	168	2	170	80	1	6,298	7.1
	5 工業技術	2,155	52	22	74	55	△1	2,173	2.5
	6 産業	1,428	42	10	52	56	0	1,424	1.6
	7 芸術	2,944	59	5	64	64	0	2,944	3.3
	8 語学	825	16	0	16	13	0	828	0.9
	9 文学	28,084	356	1	357	435	3	28,009	32.0
	E 絵本	36,899	869	14	883	81	0	37,701	42.6
	C 紙芝居	1,980	33	0	33	180	0	1,833	2.1
小計	87,602	1,814	80	1,894	1,058	3	88,441	100.0	
視聴覚資料	カセットブック	445	0	45	45	104	0	386	60.6
	DVD	338	0	0	0	174	0	164	25.7
	ビデオ	342	0	0	0	255	0	87	13.7
	小計	1,125	0	45	45	533	0	637	100.0
雑誌	9,635	2,688	628	3,325	3,455	△1	9,504	—	
合計	281,231	8,581	914	9,504	12,693	21	278,063	—	

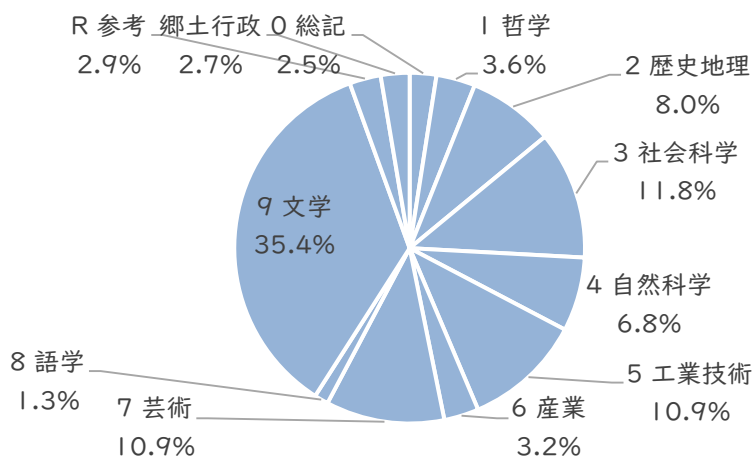
●種類別

一般書	179,481
児童書	88,441
視聴覚資料	637
雑誌	9,504
合計	278,063



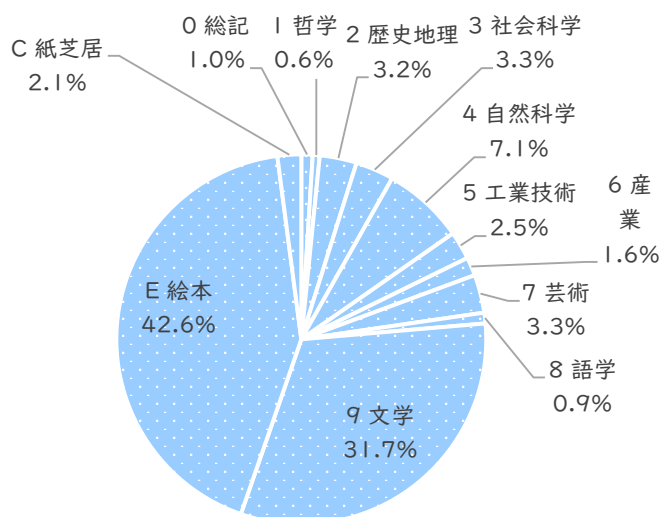
●一般書

0 総記	4,421
1 哲学	6,444
2 歴史地理	14,325
3 社会科学	21,220
4 自然科学	12,261
5 工業技術	19,608
6 産業	5,759
7 芸術	19,635
8 語学	2,324
9 文学	63,534
R 参考	5,187
郷土行政	4,763
合計	179,481



●児童書

0 総記	874
1 哲学	540
2 歴史地理	2,861
3 社会科学	2,956
4 自然科学	6,298
5 工業技術	2,173
6 産業	1,424
7 芸術	2,944
8 語学	828
9 文学	28,009
E 絵本	37,701
C 紙芝居	1,833
合計	88,441



※円グラフの%は、小数点第2位を四捨五入した値

●館別資料冊数

	中央館	深田分館	須恵分館	大島	久原分室	合計
一般書	116,923	28,311	32,507	779	961	179,481
児童書	55,550	13,068	13,209	226	6,388	88,441
視聴覚資料	637	0	0	0	0	637
雑誌	6,501	1,371	1,273	0	359	9,504
合計	179,611	42,750	46,989	1,005	7,708	278,063

●令和4年度受入図書平均単価

購入冊数	購入額	平均単価
5,893	11,170,000	1,895

※雑誌・視聴覚資料は含まない

②雑誌・新聞他

●雑誌タイトル数

	中央館	深田分館	須恵分館	久原分室
受入雑誌タイトル数	138	44	55	15

※雑誌一覧は38p～39pに掲載

●保存雑誌

タイトル	所蔵年月
暮らしの手帖	1986春号～
★諸君！	1988.7～2009.6
みんなの図書館	1988.8～
太陽	1989.1～2000.12
本の雑誌	1990.1～

★は県内の分担保存雑誌

●新聞一覧

タイトル	中央館	深田分館	須恵分館
西日本新聞	○	○	○
朝日新聞	○	○	
毎日新聞	○	○	
読売新聞	○		
日本経済新聞	○	○	
産経新聞			○
日経流通新聞	○		
日刊工業新聞	○		
日刊スポーツ	○	○	
週刊読書人	○		
The Japan Times	○		
合計	10	5	2

※深田分館・須恵分館は朝刊のみ

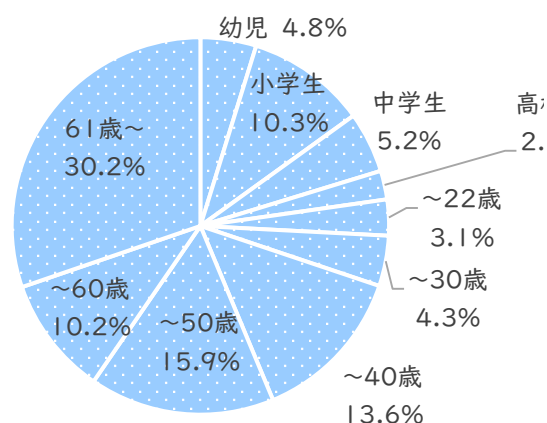
※西日本新聞は10年保存及びインターネット版データベース資料、その他は1年保存

(2) 利用状況

①有効登録者数(令和5年3月31日現在)

●年齢別有効登録者累計

	市内	市外	合計
幼児	832	30	862
小学生	1,771	81	1,852
中学生	908	33	941
高校生	428	15	443
～22歳	536	20	556
～30歳	742	37	779
～40歳	2,266	177	2,443
～50歳	2,616	245	2,861
～60歳	1,648	184	1,832
61歳～	5,027	424	5,451
計	16,774	1,246	18,020



※円グラフの%は、小数点第2位を四捨五入した値

※令和2年4月1日以降に図書館資料を借りた利用者を有効登録者数とする

※他に、団体として145団体が登録

●市内小学校区別及び市外の有効登録者数

地区	有効登録者数
吉武	168
赤間	2,848
赤間西	1,959
自由ヶ丘	1,810
自由ヶ丘南	1,151
河東	2,183
河東西	981
南郷	767
東郷	1,630
日の里東	1,106
日の里西	1,262
玄海東	561
玄海	300
地島	7
大島	41
市内計	16,774
市外	1,246
合計	18,020

●市外有効登録者数

地区	有効登録者数
福津市	705
宮若市	105
古賀市	150
新宮町	29
久山町	2
篠栗町	3
粕屋町	2
須恵町	2
志免町	5
宇美町	1
太宰府市	3
筑紫野市	3
大野城市	2
春日市	0
那珂川市	1
福岡市	147
糸島市	2
その他	84
合計	1,246

②貸出状況

●館別個人貸出冊数

	貸出者数	資料別貸出冊数						計
		一般書	児童書	雑誌	郷土行政	参考	視聴覚	
中央館	73,480	178,461	105,858	18,844	319	14	15	303,511
深田分館	6,795	13,327	8,974	4,107	180	1	0	26,589
須恵分館	31,979	73,872	29,060	10,120	54	11	1	113,118
久原分室	5,102	2,701	26,947	1,020	4	0	0	30,672
大島	237	379	140	20	0	0	0	539
自由ヶ丘	2,915	4,540	1,276	441	2	0	0	6,259
赤間	1,090	1,648	820	64	1	0	0	2,533
合計	121,598	274,928	173,075	34,616	560	26	16	483,221

●団体貸出冊数

団体数	利用回数	資料別貸出冊数						計
		一般書	児童書	雑誌	郷土行政	参考	視聴覚	
64	783	678	3,909	37	17	0	0	4,641

●相互貸借冊数

		貸 出						借 受	
図書館数	貸出冊数	資料別貸出冊数						図書館数	借受冊数
		一般書	児童書	雑誌	郷土行政	参考	視聴覚		
78	537	478	28	30	1	0	0	62	3,570

●館別貸出総数（団体貸出・相互貸借を含む）

	開館日数	来館者数	資料別貸出冊数						相互貸借冊数	
			一般書	児童書	雑誌	郷土行政	参考	視聴覚		計
中央館	291	158,485	179,017	108,487	18,852	325	14	15	306,710	537
深田分館	288	21,524	13,333	9,179	4,107	190	1	0	26,810	
須恵分館	290	54,000	73,912	29,267	10,120	54	11	1	113,365	
久原分室	288	19,977	2,733	27,699	1,047	5	0	0	31,484	
大島	165	-	422	256	22	0	0	0	700	
自由ヶ丘	301	-	4,540	1,276	441	2	0	0	6,259	
赤間	301	-	1,648	820	64	1	0	0	2,533	
合計		253,986	275,605	176,984	34,653	577	26	16	487,861	488,398

●地島(じのしま^{らい}来ぶらり) 利用状況

	貸出冊数	利用人数
4月	11	4
5月	28	8
6月	6	3
7月	53	7
8月	14	4
9月	19	12
10月	18	3
11月	34	12
12月	18	3
1月	35	20
2月	15	4
3月	13	6
合計	264	86

●地区別貸出冊数

地区	貸出冊数
吉武	4,237
赤間	70,785
赤間西	60,627
自由ヶ丘	50,725
自由ヶ丘南	31,454
河東	64,078
河東西	24,351
南郷	21,226
東郷	40,727
日の里東	32,791
日の里西	36,213
玄海東	14,592
玄海	9,182
地島	217
大島	698
市内計	461,903
市外	21,318
合計	483,221

●市外貸出冊数

地区	貸出冊数
福津市	11,339
宮若市	2,057
古賀市	1,840
新宮町	372
篠栗町	10
須恵町	2
久山町	7
志免町	43
宇美町	10
筑紫野市	6
那珂川市	70
大野城市	49
福岡市	2,665
太宰府市	8
その他	2,840
合計	21,318

※団体貸出冊数及び相互貸借による他図書館への貸出冊数は含まない

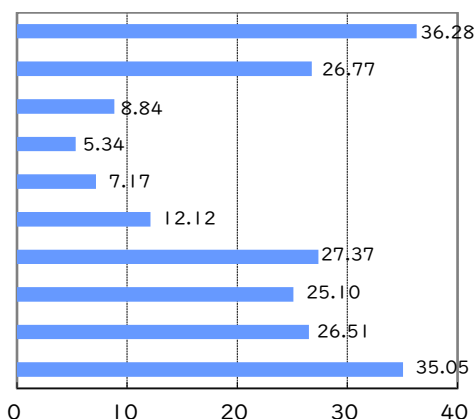
●年齢別貸出冊数

年代	市内	市外	合計
幼児	30,896	377	31,273
小学生	47,836	1,741	49,577
中学生	8,006	309	8,315
高校生	2,336	31	2,367
～22歳	3,356	630	3,986
～30歳	9,210	232	9,442
～40歳	64,172	2,689	66,861
～50歳	67,369	4,431	71,800
～60歳	45,257	3,306	48,563
61歳～	183,465	7,572	191,037
計	461,903	21,318	483,221

※団体貸出数及び相互貸借による他図書館への貸出数は含まない

●年齢別登録者一人当たりの貸出冊数

年代	貸出冊数	有効登録者数	一人当たりの貸出冊数
幼児	31,273	862	36.28
小学生	49,577	1,852	26.77
中学生	8,315	941	8.84
高校生	2,367	443	5.34
～22歳	3,986	556	7.17
～30歳	9,442	779	12.12
～40歳	66,861	2,443	27.37
～50歳	71,800	2,861	25.10
～60歳	48,563	1,832	26.51
61歳～	191,037	5,451	35.05



●年度別利用状況（団体貸出・相互貸借を含む）

	来館者数	貸出冊数	予約冊数	資料冊数	リクエスト 受付冊数	新規 登録者数	AVコーナー 利用者数	相互貸借冊数	
								貸出	借受
平成28年度	361,611	591,529	56,774	283,248	4,476	2,032	2,176	690	2,801
平成29年度	377,482	583,761	58,159	282,339	4,473	1,989	2,195	779	2,835
平成30年度	375,323	578,003	61,382	282,773	4,398	1,828	2,301	805	3,005
令和元年度	343,447	528,658	64,535	279,336	4,152	1,530	1,951	723	2,665
令和2年度	219,531	393,595	60,743	280,226	3,812	968	0	660	2,857
令和3年度	285,364	483,224	63,493	281,231	4,166	1,360	0	557	3,179
令和4年度	253,986	487,861	60,479	278,063	4,701	1,471	13	537	3,570

●電子図書館利用状況

	資料冊数	登録者数	貸出冊数	閲覧冊数
令和2年度	8,711	930	5,890	11,822
令和3年度	9,668	1,110	4,139	8,256
令和4年度	8,311	1,250	2,905	6,358

●赤間駅返却ポスト利用状況

	冊数	回収回数
4月	1,067	30
5月	1,000	31
6月	990	30
7月	997	31
8月	1,377	29
9月	1,444	28
10月	1,168	31
11月	1,051	25
12月	850	27
1月	1,053	26
2月	943	28
3月	1,114	31
合計	13,054	347

●東郷駅返却ポスト利用状況

	冊数	回収回数
4月	770	30
5月	822	31
6月	694	30
7月	771	31
8月	1002	29
9月	980	28
10月	900	31
11月	909	25
12月	791	27
1月	858	26
2月	649	28
3月	930	31
合計	10,076	347

●吉武コミセン返却本（年間）

	冊数	回収回数
合計	103	16

●池野コミセン返却本（年間）

	冊数	回収回数
合計	33	5

●岬コミセン返却本（年間）

	冊数	回収回数
合計	19	5

●市役所返却ポスト利用状況

	冊数	回収回数
4月	123	13
5月	168	16
6月	210	15
7月	82	9
8月	362	15
9月	293	19
10月	212	16
11月	221	18
12月	139	14
1月	230	16
2月	249	17
3月	238	17
合計	2,527	185

●サンリブ返却ポスト利用状況

	冊数	回収回数
4月	1,499	26
5月	1,477	26
6月	1,264	26
7月	1,595	26
8月	2,768	26
9月	1,739	25
10月	1,490	26
11月	1,425	26
12月	1,306	23
1月	1,448	22
2月	1,430	24
3月	1,582	27
合計	19,023	303

(3) サービス

①予約・リクエスト

	予約 受付冊数	予約方法内訳				リクエスト 受付冊数	リクエスト本提供方法内訳冊数			
		業務端末	利用者端末	インターネット	携帯電話		購入	相互貸借	キャンセル	未提供
中央館	26,242	4,963	2,021	19,193	65	2,852	833	3,615	1	92
深田分館	3,123	546	208	2,361	8	144				
須恵分館	20,757	4,101	1,175	15,414	67	1,613				
久原分室	1,922	148	23	1,750	1	92				
大島	229	2	0	226	1	-				
自由ヶ丘	6,028	904	109	4,987	28	-				
赤間	2,176	99	23	2,054	0	-				
合計	60,477	10,763	3,559	45,985	170	4,701				

※予約…所蔵の資料について貸出の予約を受け付けるもの

FAXでの予約受付961冊（業務端末による予約受付冊数の中に含まれる）

※リクエスト…未所蔵の資料について閲覧または貸出の予約を受け付けるもの

リクエスト本提供冊数には前年度受付分の一部が含まれており、令和4年度受付分でも未処理のものは含まれていない

※予約方法内訳…受取館の冊数を記入

②レファレンス

区分	中央館	深田分館	須恵分館	久原分室	合計
利用案内	3,103	932	755	802	5,592
書架案内	3,499	389	564	640	5,092
資料検索	4,633	628	1,320	836	7,417
その他	986	180	210	100	1,476

③乳幼児読書相談

相談件数	91
------	----

④サービス指標

		令和4年度	3年度	2年度	国平均	県平均	
市民一人当たりの 貸出冊数	$\frac{\text{市内貸出冊数}}{\text{人口}}$	$\frac{461,903\text{冊}}{96,954\text{人}}$	4.76冊	4.69冊	3.84冊	4.80冊	3.49冊
登録者一人当たりの 貸出冊数	$\frac{\text{貸出冊数}}{\text{有効登録者数}}$	$\frac{483,221\text{冊}}{18,020\text{人}}$	26.82冊	24.66冊	18.02冊	11.73冊	9.30冊
市民一人当たりの 蔵書冊数	$\frac{\text{蔵書冊数}}{\text{人口}}$	$\frac{278,063\text{冊}}{96,954}$	2.87冊	2.90冊	2.89冊	3.64冊	2.86冊
市内登録率	$\frac{\text{市内有効登録者数}}{\text{人口}}$	$\frac{16,774\text{人}}{96,954\text{人}}$	17.3%	18.8%	20.6%	41.0%	37.6%
蔵書回転率 (1冊当たりの年間貸出回数)	$\frac{\text{貸出冊数}}{\text{蔵書冊数}}$ <small>※団体・相互貸借貸出冊数含む</small>	$\frac{487,861\text{冊}}{278,063\text{冊}}$	1.75回	1.72回	1.40回	1.36回	1.27回
市民一人当たりの 資料費	$\frac{\text{資料費}}{\text{人口}}$	$\frac{14,224,373\text{円}}{96,954\text{人}}$	147円	149円	147円	214円 <small>※2年度決算額</small>	190円 <small>※2年度決算額</small>

※人口は令和5年3月31日現在

※国・県は令和2年度の数値（「日本の図書館2022」より）

(4) その他

①廃棄・寄贈図書のリサイクル冊数

中央館	深田分館	須恵分館	久原分室	合計
3,509	1,139	1,363	106	6,117

②貸出ベスト10

順位	書名	著者名	出版社	貸出回数
1	希望の系	東野 圭吾	講談社	194
2	沈黙のパレード ガリレオ	東野 圭吾	文藝春秋	151
3	探花 隠蔽捜査	今野 敏	新潮社	143
4	52ヘルツのクジラたち	町田 そのこ	中央公論新社	127
5	クスノキの番人	東野 圭吾	実業之日本社	125
6	奇跡	林 真理子	講談社	121
7	月下のサクラ	袖月 裕子	徳間書店	119
7	だるまさんが	かがくい ひろし	ブロンズ新社	119
9	きたきた捕物帖	宮部 みゆき	PHP研究所	118
9	そして、バトンは渡された	瀬尾 まいこ	文藝春秋	118
9	魂手形 三島屋変調百物語七之続	宮部 みゆき	KADOKAWA	118

③予約ベスト10

順位	書名	著者名	出版社	予約回数
1	おいしいごはんが食べられますように	高瀬 隼子	講談社	157
2	マスカレード・ゲーム	東野 圭吾	集英社	153
3	夜に星を放つ	窪 美澄	文藝春秋	126
4	宙ごはん	町田 そのこ	小学館	111
5	同志少女よ、敵を撃て	逢坂 冬馬	早川書房	106
6	三千年の使いかた	原田 ひ香	中央公論新社	104
7	汝、星のごとく	凧良 ゆう	講談社	103
8	ハヤブサ消防団	池井戸 潤	集英社	102
9	教誨	袖木 裕子	小学館	98
9	老人ホテル	原田 ひ香	光文社	98

7 事業実績

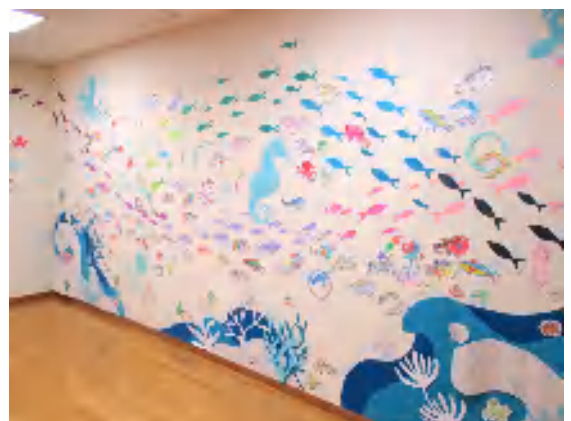
(1) 主催事業一覧

行事名	期日・場所	内容等	参加者数
(大学連携) 司書教諭養成講座	6月8日(水) 12月8日(木)	対象：福岡教育大学鈴木章講師の司書教諭養成 講座受講生 内容：学校経営と学校図書館 学習指導と学校図書館 オンライン授業 講師：図書課職員	のべ 772人
(夏休み企画) 本のPOP作品展示	7月29日(金) ～ 8月24日(水) 中央館	市立小中学生が作成した本のPOP展示	-
(夏休み企画) 絵本『ほくとのみずくみ』 原画展	8月5日(金) ～ 8月31日(水) 深田分館	内容：宗像の海岸で見ることができる「北斗の 水汲み」現象を紹介した絵本の原画を展 示 関連イベントとしてボランティアと連 携して8月24日(水)と8月27日(土) おはなし会を2回実施	-
(読書月間企画) かるたで 「世界遺産×読書」	11月1日(火) ～ 11月30日(水) 中央館	内容：利用者に「世界遺産」「読書」に関する かるたを作ってもらい、図書館に展示	29人
(読書月間企画) 市内図書館MAP	11月1日(火) ～ 11月30日(水) 中央館	内容：市民図書館以外の身近で本に親しむ市内 のサービスポイントをMAPで紹介。各 施設職員のオススメ本も展示	-
(読書月間企画) 子ども向け 世界遺産クイズ	11月1日(火) ～ 11月30日(水) 須恵分館 深田分館	内容：世界遺産に関するクイズを出題	160人
(読書月間企画) 海を宗像でとれるお魚で いっぱいしよう！	11月1日(火) ～ 11月30日(水) 久原分室	内容：宗像で獲れる魚のぬりえを配布。完成し たぬりえを自分で貼ってもらい展示	154人

行事名	期日・場所	内容等	参加者数
(読書月間企画) 歴史人物講演会 「鎌倉殿と北条義時」	11月3日(木) 宗像ユリックス	内容: 鎌倉殿と北条義時をテーマにした講演会 講師: 今長谷照子氏(元篠栗町立図書館副館長)	30人
(読書月間企画) アナウンサー朗読会	11月19日(土) 宗像ユリックス	内容: RKBアナウンサーによる朗読会とラジオの公開収録	122人
(読書月間企画) 理科読 「音がみえる?」	11月23日(水) 宗像ユリックス	内容: 音に関する絵本の読み聞かせや実験 講師: 理科読 風ぐるま	子ども 17人 保護者 14人
おはなし会 ストロベリーランド お話げんかい おはなし あのね!	奇数月 第2土曜日 久原分室 第4土曜日 深田分館 毎週金曜日 (祝日・第5週除く) 久原分室	内容: 読み聞かせ、手遊び、わらべうた など	のべ 604人
のぞみ園おはなし会	全7回 のぞみ園	対象: 発達支援センター療育施設のぞみ園の子どもと保護者など 内容: 読み聞かせ、わらべうたなど 担当: 図書課職員	71人
ブックスタート	全24回 メイトム宗像	対象: 4ヶ月健診受診者 内容: 絵本1冊とブックスタートパックをメッセージを添えて手渡す	666組



市内図書館 MAP 壁面展示



海を宗像でとれるお魚でいっぱいしましょう!

(2) 展示コーナー (中央館)

月	内 容
4月	大人へのパスポート / はじまりの、春 / 宗像市長選挙 (総務課)
5月	いきいき! 健康体力づくり / 沖縄の歩み / 消費者月間 (消費生活センター) / 映画「お終活」 (宗像ユリックス)
6月	ながめて楽しむ人の心理 / 男女共同参画週間 (男女共同参画推進課) / 防災 (危機管理課)
7月	キャンプ / 野菜 / 同和問題啓発強調月間 (人権対策課) / 西日本読書感想画コンクール指定図書 / 青少年読書感想文全国コンクール課題図書 / 追悼森崎和江
8月	恐竜の世界 / 小学生読書リーダー本の POP カード / 中学生読書サポーター本の POP カード / すばらしき映画音楽たち (宗像ユリックス) / 西日本読書感想画コンクール指定図書 / 青少年読書感想文全国コンクール課題図書
9月	話す力聴く力 / 日本一周 / 映画「MINAMATA」 (宗像ユリックス)
10月	SDGs / アサギマダラ / 里親制度 (福岡県里親支援機関リンク) / ヤングケアラー (子ども支援課) / 女性活躍 (男女共同参画推進課) / 映画「世の中にたえて桜のなかりせば」 (宗像ユリックス) / 追悼山脇百合子
11月	読書月間 × 宗像市内図書館 MAP 各施設おすすめ本 / 世界遺産 / 女性活躍・女性に対する暴力防止週間 (男女共同参画推進課) / 映画「梅切らぬばか」 (宗像ユリックス) / 子どもの権利 (むなかた子どもの権利相談室ハッピークローバー)
12月	心地よい暮らし / すてきなクリスマス / 宗像市人権問題強調期間 (人権対策課) / 河東西小学校 4年生本の POP カード
1月	科学道 / 戦国武将 / 映画「私はいったい、何と闘っているのか」 (宗像ユリックス) / 発達障がい (発達支援室)
2月	伝承あそび / ゴールドリボン (子ども家庭課) / 確定申告 (収納課、香椎税務署) / スマホお助け窓口 (デジタル課)
3月	新しいこと始めてみよう / 未来の世界 / 自殺対策強化月間 (健康課) / 女性の健康週間 (男女共同参画推進課)



連携コーナー展示 (11月)



連携コーナー展示 (10月)

8 ボランティア

宗像市内読書推進ボランティア団体 名称の五十音順

	名称	会員数	活動内容
1	赤間西小 朝読の会	6	赤間西小学校で、朝の読書活動の時間に読み聞かせを実施
2	いないいないばあ	21	市が実施する 4 か月健診で、ブックスタートを市民図書館と協働で実施
3	M B O X	3	自由ヶ丘地区で、おはなし会「みんなの玉手箱」を実施
4	おいでおいで文庫	3	日の里西小学校で、給食時間に校内放送を実施 CoCokara ひのさとで、文庫本の貸出を実施
5	おはなし あのね!	9	就学前の子どもを対象に、えほんのへやで、おはなし会を実施
6	おはなし会昔っコ	10	小中学校で、授業時間にストーリーテリングを中心としたおはなし会を多数実施
7	お話げんかい	9	深田分館、玄海東小学校で、おはなし会を実施
8	おはなしT O - G O	14	東郷小学校で、朝の読書活動の時間に全クラスで読み聞かせを実施
9	おはなしドロップ	9	日の里西小学校で、定期的に各学年で朝の読み聞かせを実施
10	お話 どんぐり	19	自由ヶ丘小学校で、定期的に各学年で読み聞かせを実施
11	おはなしのくに「ニモ」	9	玄海東小学校で、朝の読書活動の時間に読み聞かせを実施
12	お話の森文庫	3	赤間小学校、自由ヶ丘南小学校、大島学園前期課程で、ストーリーテリングを中心としたおはなし会を実施
13	おひさま文庫	14	日の里東小学校で、朝の読書活動の時間に読み聞かせを実施
14	河東西小学校ボランティア サークル「ねこのて」	15	河東西小学校で、朝の読書活動の時間に読み聞かせを実施
15	くまの子文庫	4	赤間西小学校で、『くまの子文庫コーナー』を設置、同コーナーの本の整理と交換を実施 学童への本の貸出を実施

	名称	会員数	活動内容
16	自由ヶ丘文庫	8	自由ヶ丘地区コミュニティ・センターの図書室での文庫活動、同センターの子育てサロンで、読み聞かせを実施 自由ヶ丘南小学校で、朝の読書活動の時間に読み聞かせを実施
17	ストロベリーランド	7	えほんのへやで、2か月に1回おはなし会を実施
18	スマイル・キッズ	15	河東小学校で、朝の読書活動の時間に読み聞かせを実施 PTA会員向けに会報を発行
19	ちくちくの会	7	メイトム宗像で、宗像市読書推進ボランティア団体がおはなし会で使う小道具などを製作 休会中
20	月あかりの会	6	赤間西小学校、吉武小学校で、ストーリーテリングを中心としたおはなし会を実施
21	ととけっこう	5	えほんのへやで、0、1歳児と妊婦さんを対象に、わらべうたを中心としたおはなし会を実施
22	仲よし文庫	17	公園通り2丁目公民館で、文庫活動やイベントを実施
23	南郷小学校読書ボランティア「ぶらんこ」	14	南郷小学校で、朝の読書活動の時間に読み聞かせを実施 壁面掲示物の作成
24	にじいろのたね	11	赤間小学校で、朝の読書活動の時間に読み聞かせを実施
25	にじの会	8	大島学園、大島へき地保育所で、読み聞かせを実施 市民図書館の本を大島学園の図書館へ運搬
26	ほしむし	12	玄海小学校で、読み聞かせを実施
27	マザーはんど	18	赤間小学校で、図書館をはじめ校内各所で本の紹介などの壁面掲示物を作成 学校図書館や学級文庫の図書の修理及び整理を実施
28	むなかた語りの会	9	メイトム宗像や宗像ユリックスで、大人のためのおはなし会を実施
29	理科読 風ぐるま	9	市民図書館や小学校などで、科学にちなんだ本の読み聞かせと実験や工作を結び付ける「理科読」を実施
30	朗読の会ユーカリ	6	日の里中学校図書館で、朗読会を実施

9 条例・規則・要綱

宗像市民図書館条例

平成15年4月1日
条例第71号

(設置)

第1条 生涯学習と文化の発展に寄与するため、図書館法(昭和25年法律第118号。以下「法」という。)第10条の規定に基づき、宗像市民図書館(以下「図書館」という。)を設置する。

(名称等)

第2条 図書館は、中央館、分館及び分室をもって構成し、その区分、名称及び位置は、次のとおりとする。

区分	名称	位置
中央館	宗像市民図書館中央館	宗像市久原
分館	宗像市民図書館深田分館	宗像市深田
分館	宗像市民図書館須恵分館	宗像市須恵一丁目
分室	宗像市民図書館久原分室	宗像市久原

(平19条例39・平19条例41・一部改正)

(職員)

第3条 図書館に館長その他必要な職員を置く。

(入館の制限)

第4条 宗像市教育委員会(以下「教育委員会」という。)は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、入館を拒否し、又は退館を命ずることができる。

(1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。

(2) 管理上の必要から行う職員の指示又は指導に従わないとき。

(損害賠償)

第5条 利用者がその責めに帰すべき事由により、施設、附属設備、図書、記録等を破損し、滅失し、又は汚損したときは、これを原状に復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、教育委員会がやむを得ない理由があると認めるときは、賠償額を減額し、又は免除することができる。

(平17条例46・旧第6条繰上)

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、図書館の運営に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

(平17条例46・旧第8条繰上、平28条例22・旧第7条繰上)

附 則

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

附 則(平成17年6月30日条例第46号)

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成19年12月21日条例第39号)

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成19年12月21日条例第41号)

この条例は、平成20年2月25日から施行する。

附 則(平成24年3月30日条例第8号)

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成28年6月28日条例第22号)抄

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(趣旨)

第1条 この条例は、市民の読書活動を総合的に推進するため設置する宗像市民図書館協議会（以下「協議会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 協議会の所掌する事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 宗像市読書のまちづくり推進計画の策定及び推進に関すること。
- (2) 図書館法（昭和25年法律第118号）第14条第2項に規定する事項に関すること。
- (3) 宗像市立学校図書館の運営に関すること。
- (4) その他第1条の目的達成に必要な事項に関すること。

(平29条例29・一部改正)

(組織)

第3条 協議会の委員は、10人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が任命する。

- (1) 学校教育及び社会教育の関係者
- (2) 家庭教育の向上に資する活動を行う者
- (3) 学識経験者
- (4) 市民代表

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集する。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、教育子ども部図書課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(宗像市附属機関設置条例の一部改正)

2 宗像市附属機関設置条例（平成15年宗像市条例第21号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

(宗像市民図書館条例の一部改正)

3 宗像市民図書館条例（平成15年宗像市条例第71号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則（平成29年12月21日条例第29号）

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

宗像市民図書館条例施行規則

平成
15年4月1日
教育委員会規則第25号

(趣旨)

第1条 この規則は、宗像市民図書館条例(平成15年宗像市条例第71号)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(事業)

第2条 宗像市民図書館(以下「図書館」という。)は、次に掲げる事業を行う。

- (1) 図書、記録その他必要な資料(以下「図書館資料」という。)の収集、整理及び保存
- (2) 図書館資料の個人及び団体への貸出し
- (3) 図書館資料の利用に関する相談
- (4) 読書会、研修会等の開催及び奨励
- (5) 学校、公民館等との連絡及び協力
- (6) その他図書館に必要な事業

(開館時間)

第3条 図書館の開館時間は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところによる。ただし、宗像市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が特に必要と認めるときは、これを変更することができる。

- (1) 中央館及び分館 午前10時から午後6時まで
- (2) 分室 午前10時から午後5時まで
(平26教委規則2・一部改正)

(休館日)

第4条 図書館の休館日は、8月13日から同月15日まで及び12月28日から翌年1月4日まで並びに図書整理日(月の最後の木曜日)のほか、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中央館及び分館 月曜日。ただし、須恵分館を除き、その日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日にあたる時は、その翌日
- (2) 分室 第1土曜日及びそれに続く日曜日

2 前項の規定にかかわらず、教育委員会が特に必要と認めるときは、これを変更し、又は臨時に休館日を設けることができる。

(平19教委規則9・平25教委規則4・平26教委規則2・一部改正)

(館内利用)

第5条 図書館資料を館内で利用しようとする者は、開架されている図書館資料については、所定の場所で自由に利用することができる。ただし、開架されていない図書館資料については、利用の申込みをしなければならない。

(貸出対象者)

第6条 図書館資料の貸出しは、個人貸出し及び団体貸出しとする。

2 図書館資料の個人貸出しを受けることができる者は、次のとおりとする。ただし、電子書籍(電磁的記録によって作成された図書館資料のうち、インターネットによる貸出しを行っている書籍をいう。以下同じ。)の貸出しについては、第1号又は第3号に該当する者に限る。

- (1) 宗像市に住所を有する者
- (2) 福岡都市圏広域行政推進協議会を構成する市町(宗像市を除く。)及び宮若市に住所を有する者
- (3) 市内に通勤し、又は通学する者
- (4) その他教育委員会が特に認める者

3 市内の地域団体、職域団体、社会教育団体その他の団体で教育委員会が適当と認めるもの(以下「団体」という。)は、図書館資料(電子書籍を除く。)の団体貸出しを受けることができる。

(平18教委規則7・平29教委規則4・令元教委規則8・令5教委規則1・一部改正)

(登録等の手続)

第7条 図書館資料の貸出しを受けようとする者は、個人にあっては図書貸出登録申請書兼届出書(様式第1号)に、団体にあっては団体貸出登録申請書兼届出書(様式第2号)に氏名(団体にあってはその名称及び代表者の氏名)及び住所(団体にあってはその所在地)の分かる証明書等を添えて教育委員会に提出し、登録しなければならない。

- 2 教育委員会は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、図書館利用カード(以下「利用カード」という。)を交付するものとする。
- 3 利用カードの交付を受けた者(以下「登録者」という。)は、利用カードの情報を記録できる機器等を利用カードとして登録することができる。ただし、登録できる機器等の種類及び数量については、教育委員会が別に定めるものに限る。
- 4 利用カードの有効期限は、第2項に規定する利用カードを交付した日から起算して3年間とする。
- 5 登録者は、利用カードを紛失し、若しくは汚損し、又は登録に係る事項に変更が生じたときは、速やかにその旨を教育委員会に届け出なければならない。
- 6 利用カードの再交付は、前項の規定による届出がなされた日以降に登録者の申出により行うものとする。
- 7 前項の再交付を受けようとする者は、再交付に必要な経費を負担しなければならない。
- 8 前2項の規定により利用カードの再交付を受けた者が、その後、紛失した利用カードを発見したときは、速やかにこれを返納しなければならない。この場合において、前項の規定により徴した経費は返還しないものとする。
- 9 登録者は、利用カードを他人に譲渡し、又は貸与してはならない。
- 10 虚偽の登録を行い、又は利用カードを他人に譲渡し、若しくは貸与する等の不正の行為を行った者に対しては、その登録を取り消すことができる。

(平17教委規則3・平20教委規則7・平29教委規則4・令元教委規則8・令5教委規則1・一部改正)

(貸出しの手続)

第8条 登録者は、図書館資料(電子書籍を除く。)の貸出しを受けようとするときは、利用カードを職員に提示することにより申し込まなければならない。

- 2 登録者は、電子書籍の貸出しを受けようとするときは、宗像市民図書館ホームページにより教育委員会に申し込まなければならない。

(郵送による貸出し)

第8条の2 第6条第2項第1号の要件を満たす登録者(18歳未満の登録者にあっては、保護者が郵送による貸出しに同意している場合に限る。)は、郵送による図書館資料(電子書籍及び教育委員会が別に定める図書館資料を除く。第3項において同じ。)の貸出し(以下「郵送貸出し」という。)を受けることができる。

- 2 郵送貸出しを受けようとする登録者は、その旨を教育委員会に申し込まなければならない。
- 3 前項の登録者は、図書館資料の郵送に係る経費を負担しなければならない。

(令元教委規則8・令4教委規則1・令5教委規則1・一部改正)

(貸出しの制限)

第9条 教育委員会は、管理運営上貸出しを不適当と認める図書館資料を指定し、貸出しを制限することができる。

(貸出冊数等)

第10条 図書館資料の個人貸出しに係る登録者1人当たりの貸出冊数は、電子書籍以外の図書館資料は10冊以内(カセットテープの本数を含む。)、電子書籍は5点以内とする。ただし、教育委員会が特に必要と認めるときは、この限りでない。

- 2 図書館資料の個人貸出しに係る貸出期間は、貸出日から起算して15日以内(郵送貸出しによる場合は、21日以内(郵送に要する日数を含む。))とする。ただし、教育委員会が特に必要と認めるときは、この限りでない。
- 3 図書館資料の団体貸出しに係る貸出冊数及び貸出期間は、貸出しを受ける団体の規模、活動内容等に応じて教育委員会が別に定める。
- 4 教育委員会は、登録者が貸出しを受けた図書館資料の返却を怠った場合には、その者への貸出し

を停止の措置をとることができる。

- 5 前項の措置は、返却期限日（貸出期間の最終日をいう。）から起算して1月を経過しても貸出しを受けた図書館資料を返却しない者に対して行うものとする。

（平17教委規則3・平29教委規則4・令元教委規則8・令4教委規則1・一部改正）

（物品等の貸出）

第11条 教育委員会は、学校活動、公民館活動その他の公共的な活動に使用する場合に限り、図書館資料（電子書籍を除く。）のほか、視聴覚資料及び図書館が所有する物品等を団体登録者に対し、貸し出すことができる。

- 2 前項の貸出しを受けようとする団体登録者は、あらかじめ、教育委員会の許可を受けなければならない。

（平17教委規則3・追加、令元教委規則8・一部改正）

（予約）

第12条 登録者は、図書館資料の貸出しの予約をすることができる。ただし、所蔵していない資料については、宗像市に住所を有する者に限り貸出しを希望する申込み（次項において「リクエスト」という。）をすることができる。

- 2 所蔵していない資料のリクエストについては、電子書籍を除く図書館資料であって発行されたもの又は発行日が確定しているものに限る。

（平17教委規則3・追加、平29教委規則4・令元教委規則8・令5教委規則1・一部改正）

（督促）

第13条 教育委員会は、貸出期間を経過しても登録者が貸出しを受けた図書館資料を返却しないときは、登録者に対し返却の督促を行うものとする。

（平17教委規則3・追加）

（貸出しを受けた図書館資料の汚損等）

第14条 利用者が、図書館資料を甚だしく汚損し、若しくは破損し、又は紛失したときは、直ちに教育委員会に届け出なければならない。

- 2 教育委員会は、前項の規定による届出があったときは、図書館資料を甚だしく汚損し、若しくは破損し、又は紛失した利用者に対し、当該図書館資料に相当する物の納付又は相当の代価（当該資料の本体価格に弁償時における消費税及び地方消費税相当額を加えた額）の弁償を求めることができる。

3 前項の場合において、図書館資料の汚損又は破損の原因が天災その他の不可抗力による場合は、その事情を証する書類を添付することにより、利用者はその責めを免れるものとする。

4 第2項の弁償は、第1項の規定による届出後1月以内にこれをしなければならない。この場合において、教育委員会は、弁償の期間を経過しても当該弁償の求めに応じない利用者に対し、当該弁償の督促を行うものとする。

5 第10条第4項の規定は、第1項の規定による届出後1月を経過しても弁償の求めに応じない利用者に対して準用する。

（平17教委規則3・追加、平29教委規則4・令3教委規則1・一部改正）

（寄贈）

第15条 図書館は、図書館資料の寄贈を受けることができる。

- 2 前項の規定により寄贈された図書館資料の一切の権限は、図書館に帰属するものとし、寄贈された図書館資料の寄贈者への返還は行わないものとする。

（平17教委規則3・追加）

（遵守事項）

第16条 図書館においては、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

（1）施設、設備及び図書館資料を破損し、滅失し、又は汚損しないこと。

（2）館内で飲食若しくは喫煙をし、又は火気を使用しないこと。

（3）その他教育委員会が定める事項

（平17教委規則3・旧第11条線下）

（雑則）

第17条 この規則に定めるもののほか、図書館の管理に関し必要な事項は、別に定める。

(平17教委規則3・旧第15条線下、平28教委規則7・旧第20条線上)

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成15年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行前までに、宗像総合市民センター条例施行規則(昭和63年宗像市規則第5号)及び玄海町観光物産館・文化施設設置条例施行規則(平成4年玄海町規則第17号)の規定に基づいてなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成17年3月25日教委規則第3号)

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成18年10月24日教委規則第7号)

この規則は、平成18年11月1日から施行する。

附 則(平成19年12月26日教委規則第9号)

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成20年5月7日教委規則第7号)

この規則は、平成20年6月1日から施行する。

附 則(平成25年1月22日教委規則第4号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成26年2月17日教委規則第2号)

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成27年3月18日教委規則第6号)

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成28年6月28日教委規則第7号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成29年3月31日教委規則第4号)

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(平成31年3月31日教委規則第4号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和元年8月30日教委規則第8号)

(施行期日)

1 この規則は、令和元年10月1日から施行する。

(準備行為)

2 この規則による改正後の宗像市民図書館条例施行規則第7条第11項の規定による登録に関し必要な行為は、この規則の施行の日前においても、同項の規定の例により行うことができる。

附 則(令和3年2月1日教委規則第1号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和4年3月31日教委規則第1号)

この規則は、令和4年4月19日から施行する。ただし、様式第2号の改正規定は、令和4年4月1日から施行する。

附 則(令和5年1月24日教委規則第1号)

(施行期日)

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に改正前の規則により交付されている利用カードの有効期限は、改正後の第7条第4項の規定にかかわらず、施行日の前日における同条第4項を適用した期限とする。

宗像市民図書館の運営に関する要綱

平成15年4月1日
教育委員会告示第4号

(趣旨)

第1条 この告示は、宗像市民図書館条例(平成15年宗像市条例第71号)及び宗像市民図書館条例施行規則(平成15年宗像市教育委員会規則第25号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、宗像市民図書館(以下「図書館」という。)の運営について、必要な事項を定めるものとする。

(貸出対象者及び貸出しの登録)

第2条 規則第6条第2項第3号に規定する者が図書の貸出しを受けるため、登録をしようとするときは、市内に通勤する者にあつては市内の事業所に勤務していることが確認できる書類又は勤務確認票、市内に通学する者にあつては市内の学校に在籍していることが確認できる証明書を提示するものとする。

2 規則第6条第2項第4号の教育委員会が特に認める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) ユリックススマイルクラブの会員

(2) ユリックスウェルネスクラブの会員

3 前項の者が登録を受けようとするときは、当該会員資格を証する書類を提示するものとする。

4 前項の規定により登録を受けた者の登録の期間は、その会員資格の有効期間が満了するまでの間とする。

5 第3項の規定は、前項の登録期間の満了による登録の更新手続にこれを準用する。

(平17教委告示1・平27教委告示4・平29教委告示1・平30教委告示1・一部改正)

(登録に要する証明書等)

第3条 規則第7条第1項の証明書等は、次に掲げるいずれかの書類であつて、登録を受けようとする者の氏名が記載されているものとする。

(1) 個人にあつては運転免許証、健康保険の被保険者証その他法令等の規定により交付された書類であつて当該登録を受けようとする者が本人であることを確認できる書類、団体にあつては団体の規約、定款等当該団体の代表者及び住所が確認できる書類

(2) 前号に掲げる書類をやむを得ない理由により提示することができない場合又は転入等の事由により当該書類の変更の手続を終えていない場合は、登録を受けようとする者の住民票若しくは印鑑証明書

(3) 学生証又は生徒手帳(小学生(小学校又はこれに類するものとして教育委員会が認める学校)に在学するものをいう。)にあつては名札)

(平29教委告示2・一部改正)

(利用カードの紛失等の届出)

第4条 規則第7条第5項の規定による届出は、図書貸出登録申請書兼届出書により行うものとする。

第4条の2 規則第8条の2第1項の教育委員会が別に定める図書館資料は、紙芝居及び大型絵本とする。

2 規則第8条の2第2項の規定による申込みは、図書館資料郵送貸出申込書又は宗像市民図書館ホームページにより行うものとする。

(平17教委告示1・令4教委告示1・令5教委告示1・一部改正)

(継続貸出)

第5条 図書館資料(電子書籍を除く。以下この条において同じ。)の貸出しを受けた者が規則第10条第2項の規定による貸出期間経過後も同一の図書館資料を利用しようとするときは、当該貸出期間中に申請することにより、1回を限度として貸出しを継続することができる。この場合において、継続して貸出しを受けることができる期間は、同項に規定する貸出期間とする。

2 前項の規定にかかわらず、継続して貸出しを受けようとする図書館資料が、規則第12条の予約を受けている場合は、当該図書館資料の継続貸出は行わないものとする。

(平22教委告示2・令4教委告示1・令5教委告示1・一部改正)

(団体登録者への貸出し等)

第6条 規則第10条第3項に規定する団体貸出しに係る貸出冊数及び貸出期間は、次の表の左欄に掲げる団体の規模、活動内容等の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に定める貸出冊数及び同表の右欄に定める貸出期間とする。ただし、団体貸出しにあつては、貸出期間の継続は行わないものとする。

団体の規模、活動内容等	貸出冊数	貸出期間
学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校をいう。）等の主として学校活動及び学校教育に資する団体	図書館資料にあつては100冊以内、カセットテープにあつては10本以内	貸出日から起算して図書館資料にあつては1月以内、カセットテープにあつては15日以内
公民館活動その他の公共的な活動において読書の推進を行う15人以上の構成員で組織された団体	図書館資料にあつては100冊以内、カセットテープにあつては10本以内	貸出日から起算して図書館資料にあつては1月以内、カセットテープにあつては15日以内
その他の団体	図書館資料にあつては50冊以内、カセットテープにあつては5本以内	貸出日から起算して図書館資料にあつては1月以内、カセットテープにあつては15日以内

（令4教委告示1・一部改正）

（物品等の貸出）

第7条 規則第11条第1項の規定により視聴覚資料及び図書館が所有する物品等の貸出しを受けようとする団体登録者は、館外特別貸出申請書を宗像市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に提出するものとする。

2 教育委員会は、前項の規定による申請があつたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、登録団体に対し、館外特別貸出許可証を交付するものとする。

（平17教委告示1・一部改正）

（予約）

第8条 規則第12条の予約は、図書館のカウンター、ファックス、館内利用者端末又は宗像市民図書館ホームページで申し込むものとする。

2 図書館資料（電子書籍を除く。以下この条において同じ。）の予約をしようとする者又は規則第12条第1項ただし書きに規定する所蔵していない資料のリクエストをしようとする者が図書館のカウンター又はファックスで図書館資料の予約又はリクエストをするときは、予約・リクエストカードにより申し込むものとする。

3 図書館資料の予約をしようとする者が館内利用者端末又は宗像市民図書館ホームページで図書館資料の予約をするときは、初回に限り、あらかじめ、自らの意思により希望する暗証番号を登録し、館内利用者端末又は宗像市民図書館ホームページにより申し込むものとする。

4 教育委員会は、予約された図書館資料が用意されたときは、予約者に対し、その旨を通知するものとする。この場合において、予約された図書館資料の取置期間は、予約者への通知後1週間とする。

5 教育委員会は、第2項の規定により利用者から申込みのあつた図書館資料が図書館に所蔵していない場合は、購入又は他の図書館との相互貸借等により図書館資料の確保に努めるものとする。ただし、購入が不適当なとき又は当該図書館資料の入手が困難なときは、その旨を予約者に通知するものとする。

（平17教委告示1・平19教委告示2・平28教委告示3・平29教委告示2・令5教委告示1・一部改正）

（督促）

第9条 規則第13条の督促は、電話、電子メール又は督促状により行うものとする。

(平17教委告示1・平28教委告示3・一部改正)

(貸出しを受けた図書館資料の汚損等)

第10条 規則第14条第2項の規定による弁償を求めるときの図書館資料の状態は、次に定める状態を目安とする。

- (1) 破損により、その一部が欠落し、補修が不可能な状態
- (2) 濡水又は汚れにより、判読不能又は利用者に不快感を与える状態
- (3) その他図書館資料としての利用に供するに不相当と認められる状態

(平17教委告示1・全改)

(複写)

第11条 図書館資料の複写をしようとする者は、複写申込書を教育委員会に提出しなければならない。

2 図書館資料を複写することができる範囲は、著作物の概ね半分以下とし、その複写が著作権法(昭和45年法律第48号)の規定に違反するおそれがあるとき、その他図書館の管理運営上支障があるときは、これを複写することができない。

(平17教委告示1・旧第13条繰上)

(電話による予約等)

第12条 図書館は、電話による図書館資料の予約、貸出しの継続、取置き等は、一切行わないものとする。

(平17教委告示1・旧第14条繰上)

(禁止行為)

第13条 図書館を利用する者は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 私語、談話、拍手等をする行為
- (2) 携帯電話等で通話する行為
- (3) 図書館資料を利用しない学習その他読書環境を侵害する行為
- (4) 写真撮影
- (5) 前各号に掲げるもののほか、他の利用者の迷惑となる行為

(平17教委告示1・旧第15条繰上、平24教委告示2・一部改正)

(館内掲示物)

第14条 図書館において、催物の掲示をすることができる物は、次に掲げるもので、その内容が館内に掲示することが適当と認められるものとする。

- (1) 市が主催する事業に関するもの
- (2) 公益財団法人宗像ユリックス(平成25年4月1日に公益財団法人宗像ユリックスという名称で設立された法人をいう。)が主催する事業に関するもの
- (3) 公共団体、公共的団体その他公的機関が主催し、又は後援する事業に関するもの

(平17教委告示1・旧第16条繰上、平20教委告示3・平25教委告示1・一部改正)

(雑則)

第15条 この告示に定めるもののほか、図書館の運営に関し必要な事項は、別に定める。

(平17教委告示1・追加)

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成15年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行前までに、宗像市総合市民センター図書館の運用に関する要綱(平成14年宗像市内規第1号。以下「旧要綱」という。)の規定に基づきなされた処分、手続その他の行為は、この告示の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

3 この告示の規定中期間に係る規定は、旧要綱の規定に基づき経過した期間を通算する。

附 則(平成17年3月25日教委告示第1号)

この告示は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成19年7月31日教委告示第2号）
この告示は、平成19年9月1日から施行する。

附 則（平成20年9月25日教委告示第3号）
この告示は、平成20年12月1日から施行する。

附 則（平成22年9月1日教委告示第2号）
この告示は、平成22年10月1日から施行する。

附 則（平成24年3月22日教委告示第2号）
この告示は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成25年4月16日教委告示第1号）
この告示は、公示の日から施行する。

附 則（平成27年5月26日教委告示第4号）
この告示は、公示の日から施行する。

附 則（平成28年12月27日教委告示第3号）
この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成29年3月31日教委告示第1号）
この告示は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成29年12月21日教委告示第2号）
この告示は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月28日教委告示第1号）
この告示は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和4年3月31日教委告示第1号）
この告示は、令和4年4月19日から施行する。ただし、第4条、第5条第1項及び第6条の改正規定は、公示の日から施行する。

附 則（令和5年2月6日教委告示第1号）
この告示は、令和5年4月1日から施行する。

10 資料収集方針・除籍基準

宗像市民図書館資料収集方針

(目的)

第1条 この方針は、宗像市民図書館条例（平成15年宗像市条例第71号）及び宗像市民図書館条例施行規則（平成15年宗像市教育委員会規則第25号）に規定する事業を十分かつ円滑に運営するため、宗像市民図書館における資料の収集に関して必要な事項を定めるものとする。

(基本方針)

第2条 資料の収集においては、日本図書館協会が1954年に採択し1979年に改定した「図書館の自由に関する宣言」の次の原則を基本姿勢とする。

- 1 多様な、対立する意見のある問題については、それぞれの観点に立つ資料を幅広く収集する。
- 2 著者の思想的、宗教的、党派的立場にとらわれて、その著作を排除することはしない。
- 3 図書館員の個人的な関心や好みによって選択をしない。
- 4 個人・組織・団体からの圧力や干渉によって収集の自由を放棄したり、紛争をおそれて自己規制したりはしない。
- 5 寄贈資料の受入にあたっても同様である。
- 6 図書館の収集した資料がどのような思想や主張を持っていようとも、それを図書館及び図書館員が支持することを意味するものではない。

(収集資料の種類)

第3条 収集する資料の種類は、次のとおりとする。

- (1) 図書（一般図書・参考図書・児童図書）
- (2) 逐次刊行物（新聞・雑誌）
- (3) 地域資料（郷土資料・地域行政資料）
- (4) 視聴覚資料（映像資料・録音資料）
- (5) 電子出版資料・電子情報
- (6) 高齢者・障害者サービス用資料
- (7) その他の資料

(収集資料の範囲と各館の役割)

第4条 収集する資料は、原則として国内で発行及び製作されている資料とする。ただし、必要に応じて、国外で発行及び製作されている資料も収集する。

- 2 収集する資料の範囲は、高度な学術書・研究書を除き、基本的、入門的なものから専門的なものまで、あらゆる分野・主題にわたって幅広く収集するものとする。
- 3 本館、分館、分室は、市民の要求に十分配慮するとともに、それぞれの施設規模、地域性、機能及び役割に応じた資料を収集し、全体として体系のとれた蔵書構成に努める。

中央館 市の核となる図書館として、広く市民の教養、調査研究、日常生活における課題解決、レクリエーション等に資する一般、参考、児童図書、地域行政資料、視聴覚資料、電子出版資料等、幅広く収集する。

深田分館 郷土資料、海に関する資料を中心に、一般、児童図書等も収集する。

須恵分館 中高年向けの資料を中心に、一般、児童図書等も収集する。

久原分室 就学前の子ども向け絵本を中心に、育児に関する図書等も収集する。

- 4 この収集範囲を超える資料については、他の図書館、機関との相互協力により対応する。
- 5 資料別の選定基準については、別に定める。

(収集しない資料)

第5条 次の資料は原則として収集しない。

- (1) 人権またはプライバシーを侵害する資料
- (2) 未成年者への販売、閲覧、及び視聴を禁じた資料
- (3) 教科書、学習参考書、各種試験問題集及びテキストの類
- (4) ゲーム攻略本
- (5) 過度に特殊かつ高度な専門雑誌
- (6) 漫画雑誌
- (7) 図書館施設の状況により配架及び収納が不可能、もしくは利用のための装備やラベル貼付が不可能な資料
- (8) 書き込み、切り抜き、切り取り、組み立てなどを目的とした資料及び著しく破損しやすい資料

(寄贈資料等の収集)

第 6 条 資料の収集については購入を原則とするが、寄贈資料等も必要に応じて活用する。この場合についても、この方針に定める基準を適用する。ただし原則として、次の寄贈資料は受け入れない。

- (1) 第 5 条において定めた資料
- (2) 百科事典
- (3) 雑誌
- (4) コミック
- (5) ビデオ、DVD などの視聴覚資料
- (6) 出版年数が 3 年経った本、ただし郷土資料は除く
- (7) 傷みや汚れが著しい本

(収集資料の選定)

第 7 条 資料の選定は、収集方針にしたがって専門的職員（司書）を中心とする資料選定委員会が組織的・計画的に行い、その責任は図書館長が負う。

(除籍)

第 8 条 常に新鮮で適正な蔵書構成を維持するため、別に定める除籍基準に基づいて資料の除籍を行う。

(委任)

第 9 条 この方針に定めるもののほか、資料収集に関する事項については、館長が別に定める。

附則

この方針は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

平成 20 年 4 月 1 日施行の資料収集方針は、廃止する。

平成 16 年 3 月 24 日施行の資料収集方針は、廃止する。

宗像市民図書館資料別選定基準

(1) 図書

ア．一般図書

- a．市民の教養、日常生活における課題解決、学習、実用、レクリエーション等に役立つ基礎的、入門的な資料を中心に、大学の一般教養課程程度のもので収集対象とする。
- b．新刊図書を中心に収集する。

イ．参考図書

- a．過度に特殊かつ専門的なものを除き、利用しやすいものを収集する。
- b．市民の調査研究に対応できるよう、各分野・主題に必要な資料を幅広く収集する。

ウ．児童図書

- a . 乳幼児から高校生まで、それぞれの発達段階に応じた資料を幅広く収集する。
- b . 学校図書館と連携を進め、調べ学習・総合学習に対応できる資料を収集する。
- c . 団体貸出の要望に応えるため、必要な複本を揃える。

(2) 逐次刊行物

ア . 新聞

主要全国紙を中心に、地方紙、専門紙、スポーツ紙、海外の新聞等の主要なものを収集する。

イ . 雑誌

- a . 日常生活に役立つ主要なものを中心に、各分野から幅広く収集する。
- b . 外国語雑誌は、代表的なニュース誌などを収集対象とする。
- c . 児童雑誌は、主要なものを収集する。
- d . 収集する雑誌のタイトルは、利用状況と全体における各分野のバランス等を考慮し、年一回見直すこととする。

ウ . その他

- a . 政府諸機関が発行する逐次刊行物については、主要なものを収集する。

(3) 地域資料

ア . 地域資料 (郷土資料・地域行政資料) は、次の形態のものを収集する。

- a . 図書
- b . 逐次刊行物
- c . 地図
- d . パンフレット、リーフレット
- e . 視聴覚資料
- f . マイクロフィルム
- g . 電子出版資料、電子資料
- h . その他必要なもの

イ . 郷土資料

- a . 宗像市の歴史、地理、文化、自然、産業等を記録した資料を中心に収集する。
- b . 宗像市の近隣市町や宗像市と密接に関わりのある地域については、必要に応じて収集する。
- c . その他の福岡県内各地域に関する資料は、主要なものを収集する。
- d . 宗像市出身及び在住者の著作を収集する。

ウ . 地域行政資料

- a . 宗像市及び市の関連機関が発行した資料は、欠落のないように収集する。
- b . 福岡県、県内市町村及び県内の公的機関が発行した資料は、主要なものを収集する。
- c . 各種データベースや電子情報による、新しい情報の提供に努める。

(4) 視聴覚資料

ア . 原則として、資料的価値が高いと思われる映像資料・録音資料を幅広い分野にわたって収集するとともに、類縁機関などの目的・機能を充分考慮して不必要な競合は避ける。

イ . 映像資料は、著作権法上、上映が可能なビデオ、DVDを収集する。

ウ . 録音資料は、CD、カセットテープを収集する。

(5) 電子出版資料・電子情報

ア . 電子出版資料は、主に参考図書の補完用として適宜収集する。

イ . 情報の新鮮度、即応性などを補う目的で、積極的に電子情報を活用する。

(6) 高齢者・障害者サービス用資料

大活字本、録音資料、点字資料等を収集する。

(7) その他の資料

技術の進展に伴う新しい形態の資料等については、今後のメディア開発の進展に合わせ、提供・保存に適切な資料を検討し、必要に応じて収集する。

附則

この基準は、平成20年4月1日から施行する。

宗像市民図書館資料除籍基準

(目的)

第1条 この基準は、宗像市民図書館条例（平成15年宗像市条例第71号）及び宗像市民図書館条例施行規則（平成15年宗像市教育委員会規則第25号）に規定する事業を十分かつ円滑に運営するため、宗像市民図書館における資料の除籍に関して必要な事項を定めるものとする。

(基本方針)

第2条 常に新鮮で適正な資料構成を維持し、かつ書架の合理的な利用を図るため、資料の除籍を行う。

(除籍対象資料)

第3条 除籍の対象となる資料及びその基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 亡失資料

- ア 蔵書点検の結果、引き続き2年以上所在不明のもの
- イ 貸出資料のうち、督促等の努力にもかかわらず2年以上回収不能なもの
- ウ 利用者が紛失した資料で、絶版・品切れ等の事情により同一物での弁償が不可能なもの
- エ 不可抗力による災害、盗難その他の事故により回収不可能なもの

(2) 破損、汚損資料

- ア 利用者が破損、汚損した資料で、絶版・品切れ等の事情により同一物での弁償が不可能なもの
- イ 破損、汚損がひどく、修理製本が不可能なもの

(3) 不用資料

- ア 時間の経過によって内容が古くなり、資料的価値がなくなったもの
- イ 時間の経過によって利用の可能性が低下した複本
- ウ 新版、改訂版を入手した場合における当該既存資料
- エ その他利用がなく、将来にわたり不用と判断されるもの

(4) 保管転換資料

他の図書館等へ所属換えするもの

(5) 数量更正資料

合冊または分冊により数量更正の対象となったもの

(6) その他

上記のいずれにも該当せず、館長が除籍を必要と認めたもの。

(除籍対象外資料)

第4条 次の資料については、原則として除籍しない。

- (1) 地域資料（郷土資料・地域行政資料）
- (2) 図書以外の定期刊行物で保存年数の定められたもの
- (3) 絶版、品切れ等の理由で入手が困難な資料的価値のあるもの

(4) 福岡県公共図書館等協議会の「雑誌分担保存に関する協定書」により、分担保存が定められた雑誌

2 前項の規定にかかわらず、亡失資料となったものは、除籍の対象とする。

(視聴覚資料の除籍)

第5条 視聴覚資料の除籍については、図書資料に準じて取り扱う。

(除籍資料の選定)

第6条 除籍資料の選定は、この基準に基づき、専門的職員(司書)を中心とする資料選定委員会が行う。

(除籍資料の譲渡)

第7条 除籍を決定した不用資料は、その必要に応じて、他の公共図書館、市内の学校、公共施設、読書推進団体、利用者等へ無償で提供できるものとする。

(決裁)

第8条 除籍対象に該当する資料は、市長の権限に属する事務の一部を委員会等に委任し、及び委員会等の事務局等に補助執行させることに関する規則(平成15年宗像市規則第35号)または宗像市契約事務規則(平成15年規則第35号)に規定する事務手続きを経て、除籍の決裁を受けるものとする。ただし、軽易なものについてはこの限りでない。

(委任)

第9条 この基準に定めるもののほか、資料の除籍に関する事項については、館長が別に定める。

附則

この基準は、平成20年4月1日から施行する。

雑誌一覧表

雑誌スポンサー制度による提供雑誌:ス(46誌)

タイトル	中央館	深田分館	須恵分館	久原分室	タイトル	中央館	深田分館	須恵分館	久原分室
あ行					月刊暮ワールド	○		○	
AERA	○				月刊自家用車		○		
AERA with kids	ス				月刊ジュニアエラ	○			
アルパトロス・ビュー	○				月刊たくさんのふしぎ	ス			
&Premium	ス	○			月刊天文ガイド	ス			
家の光	○	○	○		月刊Newsがわかる	ス			
田舎暮らしの本		○			月刊バスケットボール	○			
犬吉猫吉	○				月刊ピアノ	ス			
Will	○				Get Navi	○			
宇宙のとびら	○				GOETHE	○			
美しいキモノ	○				COTTON TIME		○		
栄養と料理	○				Kodomoe	ス			○
eclat			○		こどもとしよかん	○			
エッセ	ス	○			子どもと読書	ス			
NHKきょうの健康	ス	○	○		子供の科学		ス		
NHKきょうの料理	ス	○	○		こどものとも	ス		○	
NHKきょうの料理ビギナーズ	ス	○			こどものとも 0.1.2			ス	ス
NHK趣味の園芸	ス	○	○		こどものとも年少版				○
NHK趣味の園芸やさいの時間	ス		○		こどものとも年中向き				○
NHK将棋講座			○		ことりっぶMagazine			○	
NHKすてきにハンドメイド	○	○	○		この本読んで!	○			
FQ JAPAN				○	ゴルフダイジェスト	○			
LDK	○		○		GOLF TODAY			○	
ELLE DÉCOR			○		さ行				
園芸ガイド			○		財界九州	ス			
OCEANS	○				ざ・いけのぼう	ス			
大人のおしゃれ手帖	○	○	○		サライ	○	○	○	
オール讀物	○		○		サンキュ!		○	○	
オレンジページ	○	○	○		サンデー毎日	ス	○		
オレンジページCooking	ス				3分クッキング	ス		○	
か行					CDジャーナル	○			
CAR and DRIVER	○				JR時刻表		○	○	
Casa BRUTUS		○			JTB時刻表	○			
ガーデン&ガーデン	ス				時空旅人			○	
会社四季報	○				シティ情報Fukuoka	○			
かがくのとも	ス		○		週刊朝日	ス		○	
かぞくのじかん(夏号で休刊)			○	○	週刊エコノミスト	ス			
家庭画報	○	○			週刊新潮	○		○	
からだにいいこと	○				週刊ダイヤモンド	○			
季刊のぼろ		○			週刊東洋経済	○			
季刊邪馬台国		○			週刊文春	○	○	○	
キネマ旬報	○				週刊ベースボール	○			
CAPA	○				週刊金曜日	○			
ku:nel	○		○		将棋世界	○			
クーヨン				○	小説現代	○			
CLASSY.	○				小説新潮	○			
暮らしの手帖	○	○	○		小説すばる	○			
CREA		○			じゃらん九州	ス			
CREA Traveller		○			スクリーン	○			
クロワッサン	ス	○	○		steady			○	
芸術新潮	○				STORY	○			
月刊おりがみ	○				スポーツグラフィックナンバー	○			

タイトル	中央館	深田分館	須恵分館	久原分室	タイトル	中央館	深田分館	須恵分館	久原分室
スポーツ報知大相撲ジャーナル	○				PEAKS			○	
住まいの設計	ス				フォトコン		○		
世界	○				ふくおか経済	○			
ソワニエ+	○		○		婦人画報	○			
た行					婦人公論	○	○	○	
ダ・ヴィンチ	ス	○	○		婦人之友		○	○	
Tarzan	○				BRUTUS	○			
TIME	○				プレジデント	ス			
ダイヤモンドZai			○		プレジデントFamily		○		
旅の手帖	ス		○		文藝春秋	○	○	○	
初めてのたまごクラブ				○	VERY	○			
中期たまごクラブ				○	pen	○			
後期たまごクラブ				○	HAWKS			○	
短歌	○				VOGUE US EDITION	○			
dancyu		○			本の雑誌	○			
ちいさながくのとこも				○	ま行				
中央公論	○				毎日が発見			○	
チルチンぴと			○		Mac Fan	○			
鉄道ファン	○				Mart	○		○	
テニスマガジン (8月号で休刊)	○				mina	○			
点字ジャーナル	○				ミセスのスタイルブック		○		
天然生活	○	○	○		みんなの図書館	○			
ドライバー	○				ムジカノーヴァ	○			
な行					MEN'S NON・NO	○			
NATIONAL GEOGRAPHIC	○				MONOQLO			○	
七緒			○		MORE	ス			
日経WOMAN	○				MOE	○	○	○	
日経エンタテインメント!			○		や行				
日経トレンディ	○	ス			やさい畑		○		
日経PC21	○		○		ゆうゆう			○	
日経ビジネス	○				ら行				
日経マネー	ス				ラジオ深夜便		○		
ニューズウィーク 日本版	○				ラグビーマガジン	ス			
ニュートン	ス				ランドネ	○			
猫びより		○			ランナーズ	○			
non・no	○				LEE	ス		○	
は行					リンネル			○	
俳句	ス				歴史街道		○		
母の友				ス	歴史人	○			
ハルメク	○	○	○		レクリエ	○			
バレーボール	○				レタスクラブ	○			
PHP	ス				レディブティック	○			
PHPくらしラク〜る♪	○				WORLD SOCCER DIGEST	○			
BE-PAL	○				和樂	ス	○		
美術手帖	○				Wan	○			
美術の窓	○								
美的	○								
初めてのひよこクラブ				ス					
中期のひよこクラブ				ス					
後期のひよこクラブ				ス					
合計						138	44	55	15

学 校 图 书 馆

1 沿革

- 平成 15 年 4 月 図書館行政を総合的に推進するために、市民図書館と小・中学校の図書館を所管する「図書課」を新設
図書課は、市民図書館係と学校図書館係の2係で構成され、学校図書館係が市内小・中学校全校の図書館支援を行う
同時に、小・中学校(地島小除く)に、学校司書(非常勤任用職員)を配置
- 平成 16 年 12 月 宗像市子ども読書活動推進計画を策定
(計画期間:平成 16 年度~平成 26 年度)
- 平成 18 年 6 月 宗像市図書館を使った調べる学習コンクールを開始
- 平成 20 年 9 月 市民図書館の資料を学校で活用するために、物流で本を配本する「資料貸借システム」の運用開始
- 平成 22 年 3 月 第2次宗像市子ども読書活動推進計画を策定
(計画期間:平成 22 年度~平成 26 年度)
- 平成 22 年 10 月 資料貸借システムを活用して、学校図書館資料の学校間での貸借を開始
- 平成 24 年 7 月 小学生読書リーダー養成講座を開始
- 平成 25 年 4 月 市民図書館係と学校図書館係が統合され、図書館係(1係)となる
- 平成 28 年 3 月 宗像市読書のまちづくり推進計画を策定
(計画期間:平成 28 年度~令和 6 年度)
- 平成 28 年 9 月 11 月を読書月間として設定
- 平成 29 年 2 月 中学生読書サポーター養成講座を開始
- 平成 29 年 12 月 学校図書館にインターネット検索性用パソコン設置
- 令和 2 年 3 月 宗像市読書のまちづくり推進計画後期計画を策定
(計画期間:令和 2 年度~令和 6 年度)
- 令和 3 年 3 月 学校図書館と市民図書館の図書館システムを統合
- 令和 4 年 5 月 図書館振興財団の助成金を活用し調べ学習用資料を整備

学校図書館を支援する図書課

(1) 学校司書を配置(会計年度任用職員)

地島小以外の市立学校に配置し、学校図書館の充実を図っている。

地島小には、図書課職員(玄海学園学校司書)が月一回(8月除く)訪問し、読書支援を行っている。

(2) 学校司書研修会および図書館教育担当者研修会の開催

(3) 宗像市図書館を使った調べる学習コンクールの実施

(4) 小学生読書リーダー養成講座、中学生読書サポーター養成講座の実施

(5) 資料貸借システムの運用

2 学校一覧

市立小・中学校、義務教育学校一覧(令和4年5月1日現在)

〔小学校〕

小学校名	住所	クラス数	児童数
吉武小学校	武丸644	9 (3)	175
赤間小学校	赤間1-4-1	36 (12)	891
河東小学校	稲元5-1-2	29 (5)	780
南郷小学校	原町2110-1	13 (4)	240
東郷小学校	田熊3-4-1	25 (6)	664
日の里東小学校	日の里4-21	16 (5)	308
日の里西小学校	日の里8-20	19 (7)	356
自由ヶ丘小学校	自由ヶ丘918-6	21 (4)	588
赤間西小学校	土穴633-2	18 (3)	470
自由ヶ丘南小学校	朝町1124-2	12 (2)	259
河東西小学校	樟陽台1-15-7	29 (9)	669
玄海小学校	江口965	8 (2)	88
玄海東小学校	田野1382	8 (2)	123
地島小学校	地島428-1	5 (0)	8
計		248 (64)	5,619

〔中学校〕

中学校名	住所	クラス数	生徒数
城山中学校	陵巖寺1-13-1	25 (5)	749
中央中学校	久原244	17 (5)	402
日の里中学校	日の里8-8	14 (5)	307
自由ヶ丘中学校	朝町1019-4	16 (4)	465
河東中学校	城西ヶ丘6-15-1	22 (4)	651
玄海中学校	江口965	5 (2)	85
計		99 (27)	2,659

〔義務教育学校〕

学校名	住所	クラス数	生徒数
大島学園(前期課程)	大島1163-1	6 (0)	22
大島学園(後期課程)		4 (1)	18
計		10 (1)	40

()は内数で特別支援学級

小学校及び義務教育学校前期課程の児童数:5,641人

中学校及び義務教育学校後期課程の生徒数:2,677人

3 予算・決算

歳入

(単位:円)

区分	令和4年度決算見込額	令和5年度予算額	令和4年度決算説明
一般財源	69,549,724	71,474,000	
その他	1,000,000	0	図書館振興財団助成金
合 計	70,549,724	71,474,000	

歳出

(単位:円)

区分	令和4年度決算見込額	令和5年度予算額	令和5年度予算説明
報酬	36,909,000	37,484,000	会計年度任用職員2級
職員手当等	7,249,878	7,497,000	会計年度任用職員2級
共済費	7,472,728	7,799,000	会計年度任用職員2級
報償費	52,756	94,000	講師謝金 調べる学習コンクール賞品代
旅費	1,272,305	1,566,000	費用弁償・旅費 会計年度任用職員通勤手当相当分含む
需用費	518,878	781,000	消耗品費・修繕料他 消耗品費(学校図書館用)
役務費	72,816	68,000	通信運搬費 公用車保険
委託料	1,631,823	1,652,000	システム保守点検委託料 図書運搬委託料(図書資料貸借システム)
使用料及び賃借料	3,445,740	3,467,000	システムリース料 会場借上料他
備品購入費	11,859,500	10,991,000	資料購入費(図書・雑誌代 10,150,000) 学校図書館用閲覧机・椅子(841,000)
負担金・補助及び 交付金	64,300	68,000	福岡県学校図書館協議会負担金 公益財団法人図書館振興財団負担金
公課費	0	7,000	公用車重量税
合 計	70,549,724	71,474,000	

宗像市の一般会計のうち、学校図書館事業に係るものを抜粋して掲載

4 統計

(1) 資料の収集

① 資料構成 (令和5年3月31日現在)

分類	小学校(15校)		中学校(7校)		小・中合計	
	蔵書冊数(冊)	構成比率(%)	蔵書冊数(冊)	構成比率(%)	蔵書冊数(冊)	構成比率(%)
0 総記	3,639	2.2%	2,233	2.7%	5,872	2.4%
1 哲学	1,871	1.1%	1,972	2.4%	3,843	1.6%
2 歴史地理	12,026	7.3%	10,431	12.6%	22,457	9.1%
3 社会科学	11,696	7.1%	7,766	9.4%	19,462	7.9%
4 自然科学	19,161	11.6%	9,029	10.9%	28,190	11.4%
5 工業技術	7,765	4.7%	4,245	5.1%	12,010	4.9%
6 産業	5,302	3.2%	2,593	3.1%	7,895	3.2%
7 芸術	10,599	6.4%	8,147	9.9%	18,746	7.6%
8 語学	5,625	3.4%	3,124	3.8%	8,749	3.5%
9 文学	50,549	30.7%	28,466	34.4%	79,015	31.9%
E 絵本	35,446	21.5%	3,931	4.8%	39,377	15.9%
C 紙芝居	1,103	0.7%	26	0.1%	1,129	0.5%
Z 雑誌	0	0.0%	727	0.9%	727	0.3%
合計	164,782	100.0%	82,690	100.0%	247,472	100.0%

(2) 利用状況

① 児童生徒数・貸出・受入・廃棄状況

校種	児童生徒数	クラス数	学校内貸出冊数	資料受入冊数	資料廃棄冊数
小学校	5,641	254(64)	382,557	3,969	4,351
中学校	2,677	103(26)	27,393	1,996	1,670
合計	8,318	357(90)	409,950	5,965	6,021

② 市民図書館資料借受冊数

校種	借受冊数		計
	直接来館	資料貸借システム利用	
小学校	333	264	597
中学校	307	124	431
合計	640	388	1,028

③学校図書館の貸出状況等の指標

		令和4年度			令和3年度	令和2年度
児童生徒一人当たりの貸出冊数	$\frac{\text{貸出冊数}}{\text{児童生徒数}}$	小	$\frac{382,557\text{冊}}{5,641\text{人}}$	68冊	82冊	86冊
		中	$\frac{27,393\text{冊}}{2,677\text{人}}$	10冊	10冊	10冊
児童生徒一人当たりの蔵書冊数	$\frac{\text{蔵書冊数}}{\text{児童生徒数}}$	小	$\frac{164,782\text{冊}}{5,641\text{人}}$	29冊	30冊	30冊
		中	$\frac{82,690\text{冊}}{2,677\text{人}}$	31冊	31冊	31冊
蔵書回転率 (1冊当たりの年間貸出回数)	$\frac{\text{貸出冊数}}{\text{蔵書冊数}}$	小	$\frac{382,557\text{冊}}{164,782\text{冊}}$	2.3回	2.8回	2.9回
		中	$\frac{27,393\text{冊}}{82,690\text{冊}}$	0.3回	0.3回	0.3回
児童生徒一人当たりの資料費	$\frac{\text{資料費}}{\text{児童生徒数}}$	$\frac{11,150,000\text{円}}{8,318\text{人}}$		1,340円	1,450円	1,238円

④資料貸借システム利用状況

●資料貸借システム利用件数

校種	借受			返却			合計
	市図書資料	文書その他	小計	市図書資料	文書その他	小計	
小学校	264	813	1,077	275	383	658	1,735
中学校	124	300	424	268	152	420	844
合計	388	1,113	1,501	543	535	1,078	2,579

※市図書資料の借受件数と返却件数は、市民図書館カウンターでの借受返却があるため、同数にはならない。

●学校間資料貸借利用件数 (単位:冊)

校種	貸出冊数	借受冊数
小学校	206	387
中学校	298	117
合計	504	504

5 事業実績

行事名	期日・場所	内 容
小中学校 学校司書研修会	4月4日(月) 中央館	年度計画、日常業務等についての説明
	年6回 中央館 各学校図書館	情報交換及びテーマ研修(令和4年度テーマ: 新任教職員研修資料作成 小学生及び中学生へのおすすめ本リスト作成) グループ別(6月・10月・2月)、合同(4月・8月・12月)
小学生読書リーダー 養成講座	7月25日(月) 中央館	小学校の図書委員会の児童(希望者)を対象に実施。市民図書館の概要説明、本のPOP作成、情報交換、本の福袋づくり等を実施。参加児童数19人 2学期は、各学校で読書リーダーが中心となり、読書の楽しさや大切さを広める活動を行った
図書館教育担当者研修会	8月23日(火) 各学校 宗像市役所	各学校の図書館教育担当教諭及び学校司書を対象に実施 講義:「図書館と一人一台端末の共存に向けて」 講師:吉川しのぶ氏(福岡教育事務所 社会教育主事)
第16回宗像市図書館を使った調べる学習コンクール	8月29日(月) ~ 9月15日(木)	市内小・中学生を対象に、調べ学習の経過や結果をまとめたレポート作品の募集 応募作品数 3,012点
	10月13日(木) 宗像ユリックス	審査会 入賞作品を決定(市長賞・教育長賞・審査委員長賞・優秀賞・世界遺産登録5周年記念特別賞・奨励賞・佳作)
中学生読書サポーター 養成講座	2月18日(土) 宗像ユリックス	中学校の図書・文化委員会の生徒を対象に実施 読書サポーターの役割、本のPOP作成、ビブリオバトル等を実施。参加生徒数10人 3学期は、各学校の読書サポーターが中心となり、読書の楽しさや大切さを広める活動を行った
地島小学校読書支援	4月~3月 地島小学校	学校司書を配置していない地島小学校へ、玄海学園の司書が交代で訪問して読書支援を実施(年間10回) 7月は学校行事の都合により実施なし
図書資料貸借システム	4月~3月	市民図書館資料及び学校図書館資料の貸借について市立小・中学校を巡回して配送・回収する業務の実施(年間41週)

令和 5 年 6 月発行

令和 5 年度 図書館要覧

宗像市教育委員会 図書館課

〒811-3437 福岡県宗像市久原 4 0 0 番地

TEL : 0940-34-2263 FAX : 0940-37-2956